

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月7日

京都市長 門川 大作

京都市規則第154号

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(遊戯用電車等の供用時間及び供用しない日)

第2条 京都市梅小路公園のうち遊戯用電車、市電展示室及び店舗（緑の館内に存するものを除く。）の供用時間並びにこれらの施設を供用しない日は、別表のとおりとする。

ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することがある。

第7条を削る。

第8条各号列記以外の部分中「第8条ただし書」を「第7条ただし書」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第9条とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分	供 用 時 間	供 用 し な い 日
遊戯用電車及び市電展示室	午前10時から午後4時（7月及び8月にあつては、午後5時）まで	月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる日並びに7月及び8月の火曜日から金曜日までを除く。）並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
店舗（緑の館内に存するもの） 市電ひろば内に存するもの	午前10時から午後6時まで	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

を除く。)			
	その他のもの	午前9時から午後6時まで	

第2号様式中「チンチン電車乗車券」を「チンチン電車1日乗車券」に改め、同様式を同様式1 1日乗車券用とし、同様式に次のように加える。

2 片道乗車券用

チ ン チ ン 電 車 片 道 乗 車 券
円
京都市梅小路公園

附 則

この規則は、平成26年3月8日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑政課)